

平成14年 第4回沼田町議会定例会 会議録 (2日目)

平成14年12月20日 (金)

午前10時03分 開会

1. 出席議員

| | | | | | | |
|----|-----|------|----|-----|------|----|
| 議長 | 4番 | 吉田好宏 | 議員 | 1番 | 久保寛 | 議員 |
| | 2番 | 野道夫 | 議員 | 3番 | 室田俊朗 | 議員 |
| | 5番 | 中村進 | 議員 | 6番 | 山田英次 | 議員 |
| | 7番 | 橋場守 | 議員 | 8番 | 大沼恒雄 | 議員 |
| | 9番 | 横山忠男 | 議員 | 10番 | 山木一男 | 議員 |
| | 11番 | 谷口清治 | 議員 | 12番 | 吉田俊一 | 議員 |
| | 13番 | 絵内勝己 | 議員 | 14番 | 杉本邦雄 | 議員 |

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | | | |
|--------------|------|---|-------------|------|---|
| 町長 | 西田篤正 | 君 | 監査委員 | 岩寺一之 | 君 |
| 教育委員会 委員長 | 高松慶子 | 君 | 農業委員会 会長 | 中山勝 | 君 |

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

| | | | | | |
|--------|------|---|--------|------|---|
| 助役 | 市橋忠晴 | 君 | 収入役 | 藤間武 | 君 |
| 総務課長 | 平木昭良 | 君 | 地域振興課長 | 松田剛 | 君 |
| 財政課長 | 辻山典哉 | 君 | 農業振興課長 | 矢野潔 | 君 |
| 住民生活課長 | 辻広治 | 君 | 健康福祉課長 | 中村幸雄 | 君 |
| 建設課長 | 野々宮宏 | 君 | 和風園園長 | 半田昭雄 | 君 |
| 旭寿園園長 | 野原耕次 | 君 | | | |

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

| | | | | | |
|-----|------|---|----|------|---|
| 教育長 | 篠田繁彦 | 君 | 次長 | 金平嘉則 | 君 |
|-----|------|---|----|------|---|

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

| | | | | | |
|------|------|---|------|------|---|
| 事務局長 | 金子幸保 | 君 | 議事係長 | 浅野信行 | 君 |
|------|------|---|------|------|---|

(開 会 宣 言)

○議長（吉田好宏議長）ただ今定足数に達しておりますので、これより2日目の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番室田議員、13番絵内議員を指名致します。

(教育長に対しての一般質問)

○議長（吉田好宏議長）日程第2。昨日に引き続き、一般質問を行います。教育長に対して一般質問を行います。通告順に、順次発言を許します。2番、野議員。学校の黒板について質問して下さい。

○2番（野 道夫議員）はい。

○12番（吉田俊一議員）議長。緊急の質問あり。動議です。いいですか。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○12番（吉田俊一議員）大変申し訳ございませんけども、私昨日から、一応どんなものかなと考えていた事につきまして、皆さんの～～に伺いたいと思っておりますけども、実は教育委員長さんが新任されまして、昨日から席にいらっしゃる訳ですね。そこで私は、言いたいことはもうお分かりかと思えます。ひとつのコメントも無く、このままの議会～～については如何なものかと思う訳で、ここで2日間のコメントを頂ければ私達満場で推薦した中において、なお一つの万来の拍手を贈りたいと思っておりますけどどのようなものでしょうか。諮って下さい。

○議長（吉田好宏議長）ちょっと休憩します。

10時05分 休憩

10時07分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会します。只今、吉田議員からの動議に対しまして、新教育委員長よりごあいさつを頂くことについて、皆様よろしいでしょうか。

(「意義なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）皆さんの賛同を頂きましたので、高松教育委員長の御挨拶を受け賜われます。

○教育委員長（高松慶子教育委員長）

《あいさつを受ける》

○議長（吉田好宏議長） それでは、野議員。

○2番（野 道夫議員） 2番。学校の黒板位置の上下移動について質問をいたします。中身については、あまりないのですけれども、使用する先生と生徒の背丈に合わせて調節のできる黒板の設備ということでございます。今年の10月に上の国へ行きまして、総合学習の視察をさせていただきました時の学校へ行きますと2ヶ所の学校とも上下運動の出来る設備の黒板があった訳でこれを見まして、私、北空知管内の学校・教育委員会の方にも連絡を致しまして、色々ちょっと検討させていただきました。沼田小学校にも今年、我々所管の中で視察に行った際にも沼田小学校へ行ったときには、他の学校よりも遅れて黒板だけ、そして最近の教室というのは教壇がない訳ですから黒板は一定の高さ、それで学校の先生も1m80cmの先生もおりますし、1m60台の先生もいるし50台の先生もいるわけですから、そこで黒板に書く事によって後にいる子供達が目線というのが非常に角度があるわけでございまして、その黒板の高さ低さについては、子供の目線角度によって子供の勉強にも差し支える大きな問題があるのじゃないかなというような事で私は質問させていただきました。こういったような事で私が質問した以上はおそらく教育長、一生懸命に沼田の小学校・中学校の方については勉強されているだろうと思っておりますけれども、今現在の沼田小学校大体教室を使つての8教室位かなと思っております。それと中学校については6～7教室位だと思っております。そんな中で現在小学校のまあ中学校の生徒3年生37名は卒業されて高校にいかれる、そして又来年小学校から中学校に来る生徒が43名と私、聞いております。そのような事になりますと中学校の教室の教室の数も若干一つ位は増えるような感じということで私は聞いておりますけれども、こういう事について教育委員会そして又教育長として学校の黒板についての御検討されてきた事があれば又教えていただきたいのと同様といった質問があることによつて是非ひとつ今年の新年度予算にこれを予算化したいというようなことがあれば私はお聞きしたいと思っております。教育長お願いいたします。

○議長（吉田好宏議長） はい、教育長

○教育長（篠田繁彦教育長） 予算に今関係することになりますので、私の方から答えさせていただきたいと思っております。今、野議員さんがおっしゃる通り、子供が楽しく勉強するためには環境整備が大事な事だと思っております。まあ、御承知のとおり小学校が統合されたのが、昭和37、8年の時に今の固定の黒板ができております、中学校につきましてはこれも統合されまして、44年ですか、そうしますと中学校にとっては33年、小学校にとっては41年になるわけですね。おっしゃってましたように教壇がある時には後ろの生徒もある程度黒板の下の方の字も見えたのですが、今、教壇がなくなりまして目線で先生方が子供に勉強を教えるということ

から、どうしても後ろの生徒が頭が下の方の黒板にひっかかって見えない、これは間違い無い私も確認しておりますので、これからですね、よく理事者と御理解いただきながら改善する方向で検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、2番

○2番（野 道夫議員） -再- 教育長分かりました。議員の皆様方も黒板で一体なんぼ位するのかなあって感じもされているだろうと思えますけれど、この上下のスライド黒板というのは、私も色々調査してみたのですけれど大体21、2万から工事入れて30万位で一枚出来るだろうということですから、小学校が8教室、中学校が7～8位になれば16枚位のものであればそんなに大きな金額にはならないだろうという感じをいたします。そこで検討という事はあまり教育長使わない方がいいなあという感じしますけれど、即やっぱりこういったようなものの考え方、よければですね、それにむかっていく位の教育長でなかったら教育長がそこにずっと大きな建物の中に一角一部屋もっておいてあるんですから、これ位の事やっぱりひとつ考えていただきたいなあと私、新教育委員長にも聞いてみようかなと思ったんだけど私の同級生、今日始め、すばっとう御挨拶の中で同級生3名、一級下の人一名ということをおっしゃると、急激に極端な事は申し上げませんが、この次位は極端にもものを申し上げていきたいなと思っております。

そんな事でひとつ教育長もう一度お聞きしますけれど、本当にこういった事は即、改正していくという考え方、これからの日本、沼田町を背負うのは、これからの教育というのは、小学校ですから高校にいったらそんな教育いらんのですよ。小・中なのですよ、だから、ここにひとつ目を向けていただきたい。どうですか。これだけひとつもう一回聞かせて下さい。

○議長（吉田好宏議長） 教育長

○教育長（篠田繁彦教育長） 野議員さんの思いも私と同じですけど、今申し上げましたように財政的な問題がありますので、出来るだけ町長に理解をいただきながら設置するように考えたいと思っております。学級数ですけども教室が大体17位になるのです。そうしますと700万位で設置できるのかなあと、試算ですが、まあそういう事も調べてありますのでよく理事者の方と相談させていただきたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長） よろしいですか。次、同じく2番。学校防犯監視システム導入、質問下さい。

○2番（野 道夫議員） はい、2番。 教育委員会に又集中して私2つ程、質問させていただくんですけども、現在、非常に新聞・テレビ等で犯罪数が非常に多くて、沼田町でもそういうような事から刑務所誘致をされているのかなあという感じ

がしますけれども、今の学校教育法第1条に掲げる学校で発生した刑法犯の日件数というのは、凶悪と、凶悪犯罪以外の数というのは全国的に平成13年度で14,606名というのが去年の統計で出ております。こういうような事から考えますと沼田町は人口も少ない、そういった犯罪というのはまずないだろうというのが、これがまた大きな問題で本州方面にいきますと僻地校における犯罪というのが非常に多いわけです。そういったような事から私は沼田小学校・中学校の先生にも私聞きました。今まで、かつてそういった犯罪が起きた場合にどういう対応をするかというような事を、教育行政の中でおそらくお話された事はないだろうと思います。後程、教育長の方から聞こうと思っておりますけれども、私は学校の先生に聞きましたら先生だって、そりゃもう1m80cmのごつくて相撲取ったら強い、ケンカやっても強いというような先生もおられるかもしれません。ですけども、万が一侵入した場合どうしようかといったら学校の先生は本当に路頭に迷っております。新聞・テレビ見て。ですから、これはやはり教育行政の中できちっとやっぱり協議をする必要があると思います。全くされてないというのだったら教育委員会は何をやっているか、私はこういう感じをいたします。ですから出来るだけひとつ地域に開かれる学校施設とその防犯対策について、協議がされた事があるんだったら私は教えていただきたい。それから防犯灯について小学校の先生方と協議がされた事がありますか？これもひとつお聞きしたい。それと学校の安全管理に関するこれまでの取組みですね、そういうものがありましたか？この3点についてお聞きをしたいと思っております。教育長お願いいたします。

○議長（吉田好宏議長） 教育長

○教育長（篠田繁彦教育長） この防犯の問題についてはですね、昨年6月でしたか。大阪の池田小学校の事件ですね、あれから全国的に小・中学校で、その改善について検討されました。沼田におきましても幼・小・中の園長、校長にその対策について出していただいております。その中で色々検討させていただいて改善するところは改善して、今日に取り組んでおるわけですし、ただ御承知の通りですね、沼田の学校というのは開放型ですね。ですから先程ちょっとお話ありましたように本州の方の田舎の方に事件が多いと言っていますが、沼田の地域では学校長の話をお聞きしますと地域との連携、それから登校された生徒の玄関口の施錠それから校内の巡回等々を対応すれば、今のところそのような心配もないのではないかなあと。あるにはこした事がないのですが、ただそれよりも学校として一番急いでいる事は、無人になった学校の管理体制を早く整備をしていただきたい。無人になったというのは、侵入者の感知システムを急いでいただきたいということと、火災ですね、無人になった後に火災が起きた時に手遅れになるということで、火災報知機が消防との連携をしていただきたい、そういう整備をしていただきたい、この2点がまあどちらか

というと急がれるのです。

日中の、野議員さんのおっしゃっておられる防犯の監視システムはですね、今のところは、そういう事で対応できるのでそれ程急ぐ事はないのかなと、ただ将来的に学校改築をされる時に合わせて、有効的といいますかそういうような事に整備をしていった方がよろしいのかなとこういう提言をいただいております。

○議長（吉田好宏議長） はい、2番

○2番（野 道夫議員） -再- 教育長、今、無人と防災ということを書いていましたけれど、大阪の問題のお話もありましたよね、昨年、沼田町の中学校で2日間、夜、学校に入ってあれは子供達だから良かったわけでしょう、あれが大人だったらどうなりますか？そういった事がありながらまだ一度もそういった協議がないというのはおかしいんですよ、あんた方。

それともう一点は学校の先生が夜、音楽室かなんかで先生たたかれましたよね、そういった事だってあったんですよ、皆さん一般町民の人わからないですよ、ですけども、そういう事があるんだったら無人とか火災の問題でないですよ、即、教育行政の中で皆さん方で話あって、システムをどうするのか、これを何故早くできなかったのか、一般の人わからんから、教育長の言った無人・火災これだけの問題じゃないんですよ、現に大阪でなく沼田町にもあるんですから、あれ6名ですか？入ったのは、2日間入っているんですよ。あそこに。あれが大人でタバコのんだり、火災とかあったらどうなるのか。普通の大人だったらどうなるのか。誰かがそこに入って行って何か危害をくわえられる、そのような事があったんですから、私は無人とか火災とかのんびりした話じゃない、

即、これらについても解決方法。だから今、私が言ったように学校と防犯体制について協議がありましたか、これが全くないので、小学校・中学校の先生方とそういったような事の協議がありましたか、其れも無いからあなた御返事がなかったんですから、あなたね、これは教育長ね、教育委員というのがおるんですから、私ね、こういった事をね、教育委員長はね、新しい教育委員長ですからずっとおったんですけど、これはやっぱり教育長の責任はあなたにあるのですよ。

だから私は是非ひとつシステム、これは、深川あたりの教育長よくご存知だと思えますけれども深川中学校かな？深川小学校は警備会社と協定をして、直結して、そしてやっております。ですから入った時のベルとか電子なんかというやつがありますから、そういったもので警察に行くか、それとも警備会社に行くのか、これはですね、即、私はやるべきです。私、今、平成13年度の合計が41,606名とゆってましたね、平成8年には2万5千位だったんですよ、2万だったかな？8千だったかな？まあそれ位です。それから1年、1年ものすごく増えてきているんですよ。ですから、そういった事とこのシステムについてはお金がかかります。こ

これは又、上の方と相談しなければならないと思いますけれど、これらについてはただ町の金を出すのじゃあなく、補助事業というのを知っていますか？平成14年度の3月に学校施設における防犯対策の徹底を図る観点から安全対策にしする工事に対して14年度より国庫補助の対象、整備・推進これは補助事業の中に入っているんですよ。そういった事もあるんだったらもう少し勉強して、よしそれじゃあ、学校の子供達、先生方に安心して生活の場、これはやはり教育長としてすべきでないのかなという感じがするんだけど、私はあなた方の不勉強かなあという感じもする。俺が勉強しすぎかもしれないけども、もっとやはり真剣に取り組んで、これにも私は即、予算化し、設備をするという気持ちでやっていただきたいと思うんですけど、どうでしょう教育長。

○議長（吉田好宏議長） はい、教育長

○教育長（篠田繁彦教育長） セコムに委託して、今いっておりますように無人になった場合にそういうシステムをしております。これは、ほとんどの北空知管内の学校を調べましたら、してますね。してないところは、幌加内と北竜と沼田町の3町だけなんです。あとは全部しております。これは今申し上げました無人になったとこの学校のあとの管理ですね。それから、日中の防犯、さっき言った管理システムについては、これは全部完備してません。やってないところは、多いはずですよ。今新しく学校が建ったところは、そういう事を始めから組入れて日中は切ってあるそうです。使わない。ということは、色々沢山の人が出入りしますよね。その度に感知するという事は、非常に学校としても管理が出来ないそうですね。ですから、そこまでは、学校としては、先程申し上げましたように昼間の体制については、そういうことで今のところは大丈夫かなと、それで問題はやはりいま言ったように沼田でも2日間に渡って中学生がですね窓から入ってそういう事をした事は事実です。それでその対応は基本的に言えば学校の帰る前に、全部施錠しているかどうか管理職は確認しなければならない行為があるんです。其れを確認したと言いながら、もれたと思うんです。施錠が。内から施錠すれば絶対外から入れなくなっているはずなんです。窓を割って入らない限りは。そうすると今私先程申し上げましたように、侵入者の感知システムが出来ておれば、これは今の機械は精巧に出来ておまして言葉を発生するのだそうですね。こら、何をしてるんだとか、何を盗むのだとか、言葉を発生するのだそうですね。それがびっくりするのだそうですね。そういう様なシステムになっているので無人になっている時の管理は、そういう事しておく事によって、こういった仮にまちがって施錠を忘れて入った子供がいたとすれば、感知されるという事なんです。それは、ちょっと私も資料を取り寄せて調べましたけれど、セコムで一カ月の委託料でやるという事になっておりますけれど年間にと結構なお金になるんですね。ですからこれも理事者とも今後ですね学校の運営管

理上の問題として検討させていただきたいと思っておりますので、御理解していただきたい思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、2番

○2番（野 道夫議員） -再々- 最後で終わりますけれど、教育長ひとつそんな事でどうぞよろしくお願い致したいと思えます。本当にこれから又何かあった時に大変な事にもなりますので、それと私、今回の監査をやらさせていただきまして、教育委員会の色々の帳簿それから防犯とは関係ないんだけど、復命的なものもみせてもらいましたけれど、研修に行ってきたらもっとやっぱり他の学校のいろんな研修された教育委員の皆さん方が行ったら、その復命的なものそしてまたその下には感想文位あってね、そしてやっぱりこれからの教育はどうなんだ、他町村に行ったらこういう事があったんだという事も私は検討する必要もあるだろうし、感想文も書く必要もある、復命というのは、その為には大事だ。監査委員長が昨日監査の指摘事項を申し上げましたけれどもそういった事も合わせて私はこれからの教育行政について勉強させていただきたいなと思っております、以上終わらせていただきます。どうも有難うございました。

○議長（吉田好宏議長） はい、次6番 山田議員 沼高の現状動向と平成15年度以降について進めて下さい。

○6番（山田英次議員） 6番、山田です。ちょっと質問の内容が漠然としてて分からないのかなあと思うんですけども。大変あの教育行政報告等々の高校入学状況を見聞させていただきまして、大変努力されているということ伺わせていただいて敬意を表しているところでございます。私が言いたいということは、15年度の高校入学状況が、定員の21がオーバーされたのかなあとこういうことで心配しているところでございます。議員の皆様方には昨日教育委員会からいただきました、こういう表をお配りさせていただいておりますけれども、そちらに座っている方々は、今持っていないと思っております。

それで平成9年から14年度までの高校の進学率というのですか？入学された表があります。平成9年には沼高へ17人卒業生が44人一番下の方が卒業生の中学生が卒業される数字、44に対しまして17人の沼高に入ったということで38.6%、これがその数字のようにいきまして14年度は40名の内14人が沼高に入ったと、その他、西高・東高・妹背牛・滝川と沢山書いてあるんですけど、おのおののところへ進学したという事でこの数字を見ていただいても分かるように何かあの沼田よりは、深川の方へ通われる生徒さんが多いこういうふうに見ております。

それから平成16年度以降の沼田の中学校の卒業、その下の表ですけども中学校の卒業生の表なんですけれども、14年度は37人、15年は41、ずうっと平成21年までこう書いてある数字なんですけれども、確か21人以上沼田の高校へ入

れば沼田高校は継続されるというお話でございますので、この沼田の生徒がほとんどが沼高に入って頂ければ、たいした心配することの無い数字だなというふうに思っているんですけども、これは子供さんの学校を選ぶ権利そういう事もありまして、全部が全部沼高にいつてくれというのはちょっと無理なんだと思っております。

ですけれどもやはり、地元で高校があつてそこに入らない。沼田に高校が無くなるだと今、騒いでいるのに、そういう事が子供さんを持つ親御さんというんですか、保護の皆様方が本当に認識していただいているのかな？そういう事の懸念で、今日ここで、こういう風なお話をさせていただいて、教育長、それから教育委員長さん始めてですので聞きたかったという意見なんですけど先程挨拶がありましたので、答弁は必要ないと思うんですけど、私達、一生懸命行政も沼田高校に対して、そう沼田町の予算をつけるという事にはならないのかなあと思っているんですけども、それでもやはり沼高がなくなると大変だという事で町の大変貴重な財政を裂いてですね、高校の入学者に対して色々な便宜を図ってやっていたという中身で、こういう事がやはり大変なんだという事がその親御さんらに知っていただくというPRが少し足りないのではないかなあという事と、それから皆さんのところには表いつてないんですけども過去5年間の沼田の役場さんにお入りになった沼高卒業生が沼田の役場に入ったという数字も出ております。平成10年には8人採用されて1人入りました。平成11年は10人採用されまして沼高の生徒が2人、12年の時には10人採用で6人、13年は13人の5人、14年は11人採用の5人、こういう事で12年からは大変率が沼高を卒業した生徒さんが採用されているという事でこういう明るいニュースも少しPRして沼高に入つていただいで、こういうふうな利点もあるんですよという事をもうちょっとPRしていただければ、いいのかな。ですけれども行政としてそういうPRが出来ないとすれば、違う場面の団体、例えば部落だとか町内だとか、それから農協さんだとか商工会だとかそういう団体を利用してですね、どんどん委員さんというんですか、教育委員さんの方々でも行つて説明をして、ひとつ少し理解をしていただく、隣近所からそういう話をだしていかなければ、何となく自分の子供だけは沼高に行かなくていいところへ行けば良いのだというような風潮で、今後沼高がなくなるような恐れがあるんだとこういうふう思っておりますので、そういう運動が私、足りないという表現をしたんですけども足りないんじゃないなくて、一生懸命やっておられたという事なんですけれども、もう少し手を伸ばしてそういう末端の組織の方に説明されてはいかがなものでしょうかという事でお伺いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長） 末端に対してのPRと言いますか、もう少ししてはどうかというかと思ひます。行政報告の中にも書いてありますけれども、今年は地区

懇が3カ所で開催されたわけですね。これは、地区懇というのは、今中学1年から3年生までのPTAの方が集まる場所です。これはPTAの主催でありまして、学校が色々とPTAの意見を聞く場になっているわけですが、今年改めてそこに校長・PTA会長にお願いを申し上げまして、その沼高の今の現状を説明させていただきたい。それからその時に一緒に沼高の校長、校長の都合が悪い時には、教頭も一緒に随行していただいて沼高の取り組んでいる姿勢、町の支援策、町の取り組んでいる内容について説明させていただいたところでございます。

残念な事に今のところはですね、なかなか厳しい事は間違いありません。たぶん21名というのはどうか？非常に前後しておりまして中学校の校長にも再度、努力していただきたいという事をお願いしている訳です。それで、これは参考ですが、12月16日現在における願書の請求数、つまり沼田高校に願書を下さいと言われていた数が40あるそうでございます。これは蓑田校長から12月16日の日に私のところにみえまして出されました。現実的には、40名の内多分半分とみればいいんでないかなあとこういう事です。その中で沼中からは15名の一応願書数の請求があったと、こういう事でございます。何とか中学校としては8名とっておりますけれども、何とか10名を超える人数を何とかしたいと努力をしておりますので、今後とも我々もそういう事で、今、山田議員が申されました様にそういった部落だとか、町内だとか農協にPRせえとこういう事ですのでしているつもりですけれども、まだまだ足りないという事でございますが、ただですね、逆に逆の反応もあるのだそうです。

これは、父兄の方もそのようですし、子供達もそのようですが、あまりにもその、沼高、沼高、沼高という事で、しょっちゅう言いますと逆に反発をするという現象が今、起きてきている事は教育長は御存じか？と言われてまして、それは、そっちの立場から言えばそうかもしれないけれども我々の立場からすれば、これでもか、これでもかと言わなければならない立場ですよとこう言ったのですが、その辺なかなか難しいものがあるんですね。ですから過度にあまりにも言いすぎると逆に反発を感じるのかなあーと、この辺は上手にやらなければいけないと思っております。それと、直接にやりますと問題がありますので、農協のOB・沼高のOBの方をお願いをしております。これは影に、影という表現は悪いのですが側面的に我々が掴んだ情報をそちらの方にある程度教えて、こういう方がいらっしゃるのだけれども、どんなものでしょうかねという事はお話させていただいておりますけれども、そんな事で農協の方も努力していただいております。まあ、そんな事でひとつ御理解していただきたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長） はい、6番

○6番（山田英次議員） 一再一 今教育長の方からは、農協だとか商工会にPRし

てるとパンフレットだとかそういう事でなくて、例えば私、商工会の理事会、毎年あるんですけれども確か地域振興課長さんが出席されたり係の人が出席されているんですけれども、やはりその中で1回でも2回でも沼高の現状、こうだからひとつ商工会の役員方さんも検討していただきたいというような事で、役員会の中にちょっとその話を出していただければ少しは、役員会の中でも沼高の事に対する議論もされるんだろうとこう思うんですけれども、どうしても教育委員会の事ですから地域振興課の方ではそういう議論はしないのだろうとこう思うんですけれども、やはりそうではなくて、ついでという表現をすると怒られるんですけれども課長さんがみえられてるんですから、これは教育委員会に頼まれたんだけどこういう事でひとつお願いしたいんだという事は、やぶさかでない様な気がするんですよ。

そういう事によってやはり、うちの子は深川にやろうかなと思っている役員さんが、もしいたとしたらやっぱり沼高にやらなきゃ、みんながこんなに騒いでいるのだからと、こういうような気持ち、だから隣の子供にでも、まあ該当者がいりゃ、こういう話があったよという事でやっぱり隣のうちのお父さん・お母さんにも言うという機会があるんだろうとこう思うんですけれども、パンフレットで回って歩いているから私らにしてみてもみんな隣り近所も知ってるから、それでいいんだという様な安易な気持ちでいて私も悪いだろうと思うんですけれども、そういう事で全町民が知っているから私達も運動しないで良いのだという気持ちになるんですけれども、やはり、パンフレットはパンフレットだろうし、やはり一生懸命そういうふうな教育委員、役場の職員さんらがやるとすればまた支障があつてうまくないと、中学生・小学校の事であればいいんですけれども、高校の事になるとやっぱり、ちょっとはずれる部分があるのかと思うんですけれども、その職員さんでない委員さんがおられるんだろうと思うんで、その人達もひとつ一緒になって活動していただければなと思っております。これは答弁いりません。そういう事でひとつがんばっていただきたいなと思っております。以上です。

○議長（吉田好宏議長） はい、次、7番。橋場議員。学童保育問題について、質問して下さい。

○7番（橋場 守議員） 学童保育が開設されて大変皆さん、利用されている方は大変喜んでるわけです。これの前に大沼議員もきつとやった事もあると思うんですけれども、幼稚園児がですね、早く終わって実際にはまだ遅い時間までみてもらえると大変助かるという人達がいたんだけど、大沼議員の要求にも応えてもらえなかったんですけれども、やっぱり住民要求に応えるというのは、行政の責任でありますし、規則がこうなっているとかが、そういう事だけに囚われていたんでは、国の言うとおりにしか出来なくなるんです。その地域・地域に合った施策を取り入れていく事が、ここに書いてある様に小さくても輝く自治体という事になっていく

のではないかと思うんですよ。例えば、夏場、農作業をやっている人が幼稚園終わったら迎えにこなきゃならん、そういう状況があって大変困ると、それから夫婦共稼ぎの人が、或いは母子家庭の人が幼稚園が終わったら時間的に迎えに行けない状況で大変困るといふのがあるといふんです。保育園に預けると、2重のお金がかかって、しかも、ものすごく高い。それで預けて、みってくれる人を一生懸命探してる人達いますからね。そういう人達に答える上でも、要項をみますと教育長が必要と認めた人はいれられるということなんです。1年生から3年生までだけの児童の親が働いているという形の人を入れるんだという要項になってるけども、その中で必要と認めた、教育長が必要と認めた人が入れる事が出来るわけで、ですから1年生から3年生ないけれども幼稚園の子供ですね、みれる事が出来るんでね、間口を広げる事を是非やってほしいと思うんですが、いかがでしょうか？

○議長（吉田好宏議長） はい、教育長

○教育長（篠田繁彦教育長） 橋場議員さんのおっしゃる事は、よく私十分理解はしているのですが、ご承知の通り学童保育というのは、厚生省の事業で1年生から3年生を対象にした補助事業をいただいて、実施している事業でございます。それで、今教育長の規定の中で教育長が必要と認めた時というのは、その中で取り扱っておりますのはですね、小学1年生から3年生までの兄弟、4年生・5年生・6年生の方がいて家庭に帰っても父母がいらっしゃらない、こういう特殊な子供達については許可をしましょうという事なんです。ただし、今、幼稚園の問題は、これはですね、その今の国の定めている、課程でいきますと4時間。子供の集団生活には限度があるんだそうです。そこを、同じ小学生の中に就学前の子供を入れると子供にストレスが起きるんだそうです。そうすると別にまたその子供を扱う指導員といいますか、保護者といいますか、介助員といいますか、そういう人も必要だということになるんだそうです。そうすると、そういう事を考えますと、とてもでないけれども学童保育のあそこの規模からいっても、最大限30名ですけれども、今17名ですね、13名の～～があいてるということになりますけれども、そのようなことでかえってそのような事になると幼稚園の預かり保育、昨日もちよっと話に出ておりましたけれど、2年保育等々について検討していかなくゃならん時期ではないかと思うんです。問題はその辺が今後、理事者とも詰めていかなければならない問題であろうと思うんですけれども、なかなかそういう事で難しいという事をひとつご理解していただきたいなと思っております。

○議長（吉田好宏議長） はい、7番

○7番（橋場 守議員） 一再一 教育長、理解出来るんですが、理解できてないんだわ。理解できたという事はやりますという事につながらんきゃならんのにね。介護保険が出来まして、介護認定を受けないお年寄りに対して、町長は生きがいな

んとかという名前をつけて、ちゃんとやっているんですね。要するに教育長が言っているのは幼稚園の子供が入ってきたらストレスが溜まって問題が起きるという事であるから、それは金を出さないからなんですよ。要するに予算をつけてそういうストレスが起きる状況であれば、もう1人増やせば出来るわけなのですよ。予算つけてくれるかどうかの問題ですけれども。そういう前向きな方向にいかないと結局、国の方でこう言ってます、ああ言ってますとなっちゃうんですね。入れてしまったらストレスが起きてこんな事になる、めっちゃくちゃになる、そういうふうにしないうちにちゃんと人を配置すればいいのですよ。昨日、特区の話しましたけどね、幼稚園にも大企業が入れる特区が出来るというのですね。規制緩和でね、幼稚園に2歳児も入れられる方向をやるというのですね。ところが、学校の幼稚園のあれの中では、20何人の中に先生1人ですか、保育園だと6人に1人だとか2歳児だったらね。そういうのもひとつも知らないでこの幼稚園に2歳児も入れるという方向もでてくるというのは大変な事なんですよ。だからいってみればきちんと必要な予算をそこにつければ、解決出来る事じゃあないんですか？だから予算くれないので中々大変ですというのであれば、町長に一生懸命やりますんでね、教育長の理論的な事で出来ないとういうのはね、ちょっとナンセンスじゃあないかなと思っておりますが、どうでしょうか？

○議長（吉田好宏議長） はい、教育長

○教育長（篠田繁彦教育長） 沼田にはそれぞれの教育施設があるわけですね。御承知の通り保育園には、保育園の役割があり幼稚園には、幼稚園の役割があって、学童には学童保育の役割があるわけですね。ですから、その役割の中である程度やっていかなければならないと思うのです。なにもかにもそこでやるのではなくて、それと私思います事は、1人が例えば幼稚園の子供さんがね、もし学童保育で預かるとすれば、たぶん殆どの方がそうなると思います。そうなる则保育所の問題も出てきます。その今の法人のですね。ですからその辺も考えていかなければならないと思います。

総体的に昨日、季節保育の問題もありましたけれど、保育所の在り方・幼稚園の在り方、今、制度が多分変わっていくと思いますけれど就学前の教育と幼稚園をこれからの地域の小さな自治体としては、併設したような施設を作って今後いく事も必要でないかと出ております。それも私、読ませていただきました。ですから先程申し上げましたように2年保育・3年保育そういうものも今後総体的に考えていかなければならない時でないかと私思っておるんです。ですから、そういう事でひとつ大きなところから検討していかなければならない問題ではないかなと思っておりますので、御理解をしていただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、7番

○7番（橋場 守議員）一々々々 教育長、きまりを盾にとりながら、今度はきまりを盾にとらないよとこう言っちゃうんですよ。いいですか、もし、幼稚園の人を1人でも2人でも入れたらみんな来るだろうって、そんな事ないでしょう。学童保育に入るのにこういう条件があるって書いて書いているでしょう。親が働いているとか、誰でも彼でも入ってくる訳ないのですよ。

始めはきまりを一生懸命盾にとって、今度はそうやったら沢山入ってくるでしょうって、それは違うでしょう。ちゃんと親が働いて、放課後みられないという幼稚園の理論だからそんなに全部くるわけないでしょう。どうですか？

○議長（吉田好宏議長）はい、教育長

○教育長（篠田繁彦教育長）学童保育というのは、あくまでも小学1年生から3年生と規定されている訳ですね。きっちり。これは。そういう事です。

○議長（吉田好宏議長）はい、次、教育基本法見直しについて

○7番（橋場 守議員）これは、2000年の11月だから、9月議会です、教育長に国連児童の権利委員会の日本に対する勧告の事で、質問した時にですね、教育長は教育基本法は私もすばらしい法律だと思っているけれども、昭和22年に制定なので時代の流れの中で本質は変わらないけれど、見直すところは止む終えないのではないのかなあと答弁していたんですけどね、今度中央教育審議会がですね、教育基本法の見直しについて答申があったわけです。その中で色々こう言っているんですけども教育基本法をかえなきゃならないという中身ではないように思うんですよ。教育長はどう思っておられるのか、ちょっと聞きたいのですが、私達はね、ものの考え方・見方なんですけれども、世の中の全てのものが、横や縦の関連をもって、そして常に生成し、死滅してゆくと、これは自然の現象の中であるけれども社会もそれと同じような方向で動いているんだという見方をしているんですよ。

それで今度の教育基本法の見直しについて、グローバル化だとか競争だとかいろんな事、世界の情勢の事が書かれているんですね、それであわなくなったと、米と同じ事を言っているんですよ。そういう事を理由にして教育基本法を変えなきゃならんという中身になっているようなんですよ。それで、実は教育基本法を変える前にもう既に学習指導要領で、その方向も実践されてきているわけですよ。ちょっと、面白いんですけどもね、150年も前にですね、マルクスという人が将来の事を見通して、これから機械がどんどんどんどん、その当時はまだ蒸気機関でやってたんですけども、コンピュータなんて頭にはなかったんですけど、発展していったら労働というのは、どうなるんだろうと本に出しているんですね。人間は今まで働いていたけれども自分の体を使って働く事はなくなるだろう。

今度は頭だけで物を生産する時代がくるだろうという見通しだと。今、それなんですよね、だから教育の中にもそれが入ってきて、実際に全ての人達が同じ水準で

どんどん利口になってもらう必要がなくなってきたんですよ。要するにグローバル化の世の中でそれを、乗り越えていけるような少数の人がいてくれば、今の世の中は持つという考えなんですね。指導要領でも既にやってしまっているんだけど、基本法を変えなかったら、もっと踏み込めないというのが、私は国の方針じゃないかと思うんですよ。そういう意味からいって、私はどうしても基本法の精神は憲法と同じように守っていかなければならんんじゃないかなというふうに考えているんですが、教育長はいかが考えていますか？

○議長（吉田好宏議長） はい、教育長

○教育長（篠田繁彦教育長） 私も教育基本法の見直しについての一通りは、読まさせていただきました。議員さんも全部中身を御承知の中であると思うんですが、ただこの法律が施行されて55年になると、その間一度も改正されてなくて、現実合っていないと、橋場議員さんにすれば、今の教育基本法は現行法でいいと変える必要は何もないというんですが、今私執行方針申し上げていますように、今、一番子供に大事なのが家庭教育が今大事な時なんですね。その家庭教育の中できちっと位置付けが今の基本法の中でされてないという事もあります。それから国をもう少し愛する、例えば国旗・国家の問題も色々言われていますけれどもその基礎的な事をもう少し、現行法に触れてないところを入れていかなきゃならないんですかという、これも教育界の専門の方が色々、前回の12月に申し上げましたが、百家争鳴とって、専門の人が一生懸命議論している最中ですので、そういった事でこれからも国民のそれぞれの意見を聞いて、あるいは学者の意見を聞いて、私は対処されるものだろうとそう思っておりますので、私はこうせい、これが良いとか悪いとかという判断は出来ませんので、只、思った事をちょっと今申し上げましたので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、7番

○7番（橋場 守議員） 一再 教育基本法の第7条でこう言っているんですよ。社会教育、家庭教育及び勤労の場所、その他社会において行われる教育は国及び地方公共団体によって奨励されなければならないと言っているんですよ。労働基準法をひとつ例にとりますと、国の労働の権利と義務の中でもって賃金やそういうものは法律で定めるといっているんですよ。労働基準法の中から今度、労働安全衛生法とってね、この労働安全衛生法には本当にこと細かく階段の高さはなんぼってまで決まっているんですよ。傾斜、例えば深さ1.5m以上あったら梯子つけなさいとこういう事まで決まっているんですよ。法律があつて規則があつて施行令があつていくらでも出来るんですよ。基本法、これで不備なところはないと私は思っているんですけど。もう答えはいいです。

○議長（吉田好宏議長） それでは、以上で教育長に対する一般質問を、終わります。

これをもって一般質問を終了いたします。暫時、休憩いたします。

10時58分 休憩

11時14分 再会

○議長（吉田好宏議長） 再会致します。日程第3、議案第84号 沼田町条例の左横書き移行に伴う特別措置条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長） 議案第84号 沼田町条例の左横書き移行に伴う特別措置条例について。沼田町条例の左横書き移行に伴う特別措置条例を別紙のとおり提出する。

平成14年12月19日提出、沼田町長、次のページを、お開き下さい。

《以下、議案第84号、内容説明》

○議長（吉田好宏議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、7番

○7番（橋場 守議員） 6条の3あるでしょ。日付、生年月日の元号は、削るものとするというのは、西暦にするの？それとも、どうなんでしょうかね、例えば 昭和生まれの生年月日のやつがあるでしょう、それはどういうふうにするんですか？

○議長（吉田好宏議長） 総務課長

○総務課長（平木昭良課長） 様式でございますから、始めからずっと古く段々なっていくしますので、あらかじめ明治ですとか大正ですとか昭和・平成と書きますと混乱しますので、始めから西暦なら西暦でやる様式でしたら、例えば2002年ですとか、それを改めて元号にするとなると、その時点のいきている元号なり、その時の元号ってありますよね。そういうふうにしたいという事で始めから年月日とだけにしたいという事で、元号が変わったらその都度様式を変えていくと非常にまた、お金がかかるし、非常にややこしいという事での条例の提案でございます。

○議長（吉田好宏議長） はい、よろしいですか？他にありませんか？

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 質疑なしと認め、質疑を締結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第84号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決し

ました。

○議長（吉田好宏議長）日程第4、議案第85号、団体営土地改良事業の施行についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。農業振興課長。

○農業振興課長（矢野潔課長）議案第85号、団体営土地改良事業の施行について。土地改良施設の適正管理を図るため、土地改良法（昭和24年第195号）第96条の2第2項の規定により、次の土地改良施設の維持管理事業を行う。記と致しまして、維持管理施設、沼田ダム。

平成14年12月19日提出、町長名でございます。

この96の2の、第2項の関係でございますけども、市町村が土地改良事業をおこなう場合には、予め議会の議決を得ること、更には土地改良事業の計画の概要を定めるという規定内容になってございます。

《以下、議案書の事業計画概要書の説明》

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決を致します。お諮り致します。議案第85号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第5、議案第86号 沼田ダム管理に関する事務の委託に関する協議についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。農業振興課長。

○農業振興課長（矢野潔課長）議案第86号 沼田ダム管理に関する事務の委託に関する協議について。地方自治法第252条の14の規定により、沼田ダム管理に関する事務を別紙規約により深川市・妹背牛町・秩父別町・北竜町から委託を受ける。

平成14年12月19日提出。沼田町長名でございます。

この自治法の252条の14の関係でございますけども、先程議決を頂きましたダムの管理について、これらに係るものについて、それぞれの地方公共団体は規約

を定め、これらの事務について他の地方公共団体に委託をして、管理をさせる事ができる。こういう規定内容になってございます。

《以下、規約について説明》

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第86号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第6、議案第87号 沼田ダム管理条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。農業振興課長。

○農業振興課長（矢野潔課長）議案第87号 沼田ダム管理条例について、沼田ダム管理条例を別紙のとおり提出する。

平成14年12月19日提出。沼田町長名でございます。

これも関連がございまして、次頁に沼田ダムの管理条例、これらをそれぞれ定める訳でありますけども、第2条に貯水更には放流、次に第3条の点検整備、第4条には干ばつ・洪水こういった関係で条文化しております。いずれも、市町村長がそれぞれ整備、あるいは状況判断をするという条例内容でございます。これらにつきましては、実質管理にかかるものについては、土地改良区が主となりまして、管理をしていくという、こういう中で土地改良区との今後、議決を頂きますと、その中で土地改良区と覚書等によって、そういう事務・業務の分担、これらを明確にするものであります。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第 87 号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 日程第 7、議案第 88 号 沼田町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長） 議案第 88 号、沼田町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について。沼田町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 14 年 12 月 19 日提出、沼田町長。次の頁でございます。

この第 2 条の、沼田町コミュニティセンター条例の中に、中央地区コミュニティセンター、沼田町字沼田一十三番 13 を加えるという事で、これは本年 5 月 21 日に着工して 8 月の末に完成しました、中央地区コミュニティセンターの名称と名称と位置を追加する条例の一部改正でございます。宜しく審議頂き、ご議決下さい。

○議長（吉田好宏議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第 88 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 日程第 8、議案第 89 号 沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長） 議案第 89 号 沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり

り提出する。

平成14年12月19日提出。沼田町名でございます。

改正条例の内容につきましては、朗読は省略をさせて頂きまして、内容についてのご説明をさせて頂きます。今回の改正につきましては、健康保険法の一部を改正する法律が本年8月2日に公布されておりまして、10月1日から施行されたことに伴いまして、本条例の一部を改正する必要性が生じたものでございます。改正の内容でございますけども、国民健康保険税の所得割りの算出方法について、それぞれ控除の適用を住民税の適用とほぼ同等にした内容になってございまして、まず1点目に給与所得者につきましては、被保険者の住民税の総所得金額から2万円を限度とした上乗せ控除、こういった控除があった訳ですが、これが廃止をされたこと。

それから公的年金等によります所得につきましては、公的年金等控除に上乗せされている特別控除17万円、これが特別控除としてあった訳ですが、これが廃止された事。

それから青色先住者給与。事業等の事業先住者給与、これが必要経費として参入された事。

それから土地等の長期譲渡所得の特別控除、これが適用されること。この4点が今回の改正の内容でございます。これにつきましては、平成15年度以後の保険税から適用されるものでございます。

改正となった4点につきましては、その影響額を試算した資料を、お手元にお配りを致してございますので、そちらをご覧頂きたいと思っております。

《以後、試算資料の説明》

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）ちょっとこれ見ますと、年金受給者と給与所得者だけに、負担がしわ寄せされて、例えば、長期譲渡特別控除額の控除をしますとなると、一応800万円譲渡されたということであれば、ある程度高額な収入が入ってくるので、この人達にはまあ今までどおりでいいのではないかと思うのですが、どうも、ずんずん収入の多い人だとか、資産家だとかそういう人達を保護するような方向にしている感じがしまして、どうなのか。質疑の方でやればよかったけど、質問でなくなったからあれなんですけど、私は、年金者と給与所得者に対する、言ってみれば増税ですからこの増税に対しては反対をします。

そうでないと、国の法律そのものに賛成した事になってしまいますので、大体今

年の10月1日から、お年寄りの医療費も定額から定率になって、病院も大変なのです。そういう状況が生まれている中で、こういう低所得者層の人達の増税は認められないという事から反対を致します。

○議長（吉田好宏議長）他に、ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第89号は、原案のとおり決することに賛成の方、挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第9、議案第90号 沼田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第90号 沼田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成14年12月19日提出。沼田町名でございます。

次の頁をお開き戴きたいと思えます。改正条文の朗読につきましては省略をさせていただきます、改正の内容等について説明をさせていただきますと思えます。

ごみ処理の広域化が12月1日から始まった訳ですけれども、このごみ処理の広域化に伴い、一般廃棄物の収集・運搬及び処理の基準等が変更になることから、該当条文の整備をさせて頂いた。

それから、処理施設の許可業務等にかかる事務が、これが町村単位ではなくて、広域組合での事務処理となることから町の条例から削除するための条文整理をさせて頂いております。

それから3つ目なのですが、ゴミの有料化実施にともなう条文の整備をさせて頂いております。改正する条例の一番最終頁に、有料化に係るそれぞれの取り扱いの区分、それから単価等記載してございますので、ご覧を頂きたいと思えます。

なお、この附則の中で、有料化につきましては15年の7月1日から適用するという事で、7月1日からの有料化実施ということでの条例の提案となっておりますので、宜しくご審議お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）7番。つい最近、建設中のエコバレーの事故がありましたよね、ああいう事故が起きたら、これまではあちこちに焼却炉がありましたから、妹背牛の所がちょっと使えなくなったといったら、他の所に頼むという事ができるのですけども、こういう1カ所に中空知・北空知のゴミがそこに集って燃やされる。そこで事故が起きたとき、例えば3日、4日と長い期間使えなくなったら一体、その処理はどうするのか考えているかというのが一つ。

それから、可燃ゴミ・生ゴミ・不燃ゴミ。このゴミだけ。粗大ゴミとテレビ、冷蔵庫抜かして、このゴミだけで、家庭から普通出るゴミだけで、年間金額としてどれくらい出ると考えているかちょっとお聞きしたい。

○議長（吉田好宏議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）まず、第1点目の処理の関係で、エコバレーの故障という関係ですけども、実はそれぞれエコバレーにおいて、それと各施設の中ですね事故を想定した中で、ある程度の期間ゴミを蓄積できる状況になっております。

ですからこれが、とんでもない期間となると、私の方でちょっと覚書書を持っておりませんので、はっきりした事は言えませんが、確か責任関係がきちっとなっておりますので、町村等においての問題は無いかと思えます。

それから次の。

○7番（橋場 守議員）あの、事故起きたのを知っています。

○住民生活課長（辻 広治課長）はい、聞いております。それで、事故の関係についても原因等については、はっきりしてございまして、今処理はされております。

それで12月の9日の週から、試験運転ということで、こちらの方のゴミも持っていかれております。で、現在も稼動しております。

それから、可燃ゴミ・生ゴミ・不燃ゴミの年間どれくらいになるのかという事なのですが、これについては1家庭で、1ヶ月に最大限、可燃・生・不燃という事で、回数を確認しましたら約16回ほどあります。それにそれぞれ大きい袋、80円の袋をその都度1個ずつ出したとしたら、1月1,200円程度の金額になるかと思えます。年間にすると約10,000円ちょっとになりますけども、中にはそれほど大きなゴミではなくて、小さい袋という事になれば、1,000円前後かなと思えます。

○議長（吉田好宏議長）はい、7番。

○7番（橋場 守議員）一再ー 私の聞いているのは、1軒当りでなくて、町としてどれだけ、全体としてどれだけかかるのかという事です。

○住民生活課長（辻 広治課長）町の収入としては、約1,100万円から200万円位の収入になるかと思えます。これは、昨年の13年度中に出されたゴミで、40円、80円とかそういった部分での割り振りの実例がないものですから、概算で出して、それくらいになるかと思えます。年間です。

○議長（吉田好宏議長）はい、他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第90号は、原案のとおり決することご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第10、議案第91号 沼田町自動車学校設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第91号、沼田町自動車学校設置等に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町自動車学校設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成14年12月19日提出、沼田町長名でございます。次の頁をご覧戴きたいと思えます。

今回の改正につきましては、別表の改正でございますが、改正の内容は条文の次の頁に記載してございますが、別表で授業料を定めたものとなっておりますが、今回、普通科及び大型特殊科の基本となる授業料を実態に合わせた改正、また、消費税を外税として扱う事とした改正の内容となっておりますので、宜しくご審議をお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番。

○8番（大沼恒雄議員）自動車学校の今の授業料の改正という事なのですが、これの裁量権はあくまで校長に与えるのでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○住民生活課長（辻 広治課長）授業料の改正については、校長という事ではなくて、あくまでも町でございますので、ご了解戴きたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長）はい、8番。

○8番（大沼恒雄議員）一再一 町で改正して、これで良い悪い別にしても、その後の処置というものは、また学校側に任していくものですか。ということをお尋

ねしたのですけども。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○住民生活課長（辻 広治課長）質問の内容については、授業料が現実に例えば設定が学生さんだとか、そういうものについてはどうでしょうかと、どういうふうにするのですかという事だと思いますが、この関係については、前の運営委員会ですか、それから各常任委員会の中でも説明をさせて戴いておりますが、各学校間の競争等、色々ございます。ただ、あくまでも学校と町との協議の中で、例えば下げる場合、この程度下げたいとか、そういう協議をした中で実施をしていくという事にさせて戴きたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。はい、8番。

○8番（大沼恒雄議員）今まで料金がこうやって決まっても、討論というか協議がきちんとされてなかったように感じるのです。それが、今、課長言われるようにきちっと協議して、これから進める事を、きちっとしてくれば、これ私賛成致します。

○議長（吉田好宏議長）ほかにご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第91号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第11、議案第92号 町営バス運行等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第92号、町営バス運行等に関する条例の一部を改正する条例について。町営バス運行等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成14年12月19日提出、沼田町長名でございます。次の頁をご覧戴きたいと思えます。

今回の改正につきましては、町長の行政報告の中にもございましたとおり、来年

の2月いっぱいJRバスが撤退すると、その代わりに中央バスが走る事になったということでございますが、特に沼田高校生等の登下校の時間帯が全然合わないという事から、これを配慮した中で、北竜線を走っておりますスクールバスの部分を、雨竜まで乗り入れまして、町単独で運行するという事から、実は第1表の中に北竜線という事で、この観光プラザ前から雨竜町の役場前の部分の項を加えると、それからそれに関する料金等の関係なのですが、他で実施している町村等の金額等考慮した中で、沼田それから雨竜間の料金等について定めたものでございます。

それから次の頁ですが、この間にかかる定期関係につきまして、項を設けさせていただいております。この関係につきましては、現在運行されている町営バスの幌新、それから沼田間の割合等の部分を考慮しながら減額をさせて、定期券の金額を設定させて戴いたものです。

なお、この条例につきましては、バスが運行しなければならない、15年の3月1日から、施行するというところでございます。以上で、説明を終えさせていただきます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。12番。

○12番（吉田俊一議員）バスのですね、一部を改正するというけども、新設な条件でございますので、一部改正がどうなのかなと思ってますけども、一応そういう文言でいくものですから、この関係については仕方ないのかと思えますけども、この100円、200円、300円の料金について、これらが町営バスで一部を発車する訳ですから、今、一般中央バスですか、北空知バス等の料金との条件がこのような事で良いのか、私その前に、なんとか僅か1便やそこらでしたら、中央また、北空知バスとの交渉は十分出来なかったのかと思う訳です。できれば、もう1便くらい増やしてもらって、通勤通学の対応をしてもらおうことが僕は、是非でなかったかなと思います。

従いまして、この料金について、果たして安いのか高いのかについて、お聞きしたい事と、次頁に6ヶ月までの関係がありますけども、これは1年ということの定期にならないのか、通学の場合についても同じ事、6ヶ月で終わってます。こちら辺ですね、1年間通しての定期という事になるとまた、意義あるのではないかと思いますけども、そこらへんの関係ひとつお知らせを願いたいなと思っています。

○議長（吉田好宏議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）まず1点目の、もう1便どうにかならなかったのかという質問なのですが、この関係につきましては、中央バスと交通の確保するための協議会というのがございまして、その中で十分協議をさせて頂いたところなのですが、どうしてもバスの増便、例えば、通学時間帯に合わせたバスを走らすとな

ると、バスをもう1台どうしても滝川から沼田の方に走らさなければならない。それから沼田から滝川の方にバスを走らさなければならないという、バス2台が必要になってくるという事もございまして、どうしても、その部分については増便というか、そういうことは難しいという事で、協議会の中で結論を出して、今回の事になった所です。

それから、定期券の関係で1年間というような話でございしますが、実は先程も申し上げましたとおり、町の前回の条例の中、前にありました町営バスの条例の中でたしか6ヶ月というのが最高だということで、それに合わせたという事でご理解をお願いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。

○12番（吉田俊一議員）一再々々 判りました。例えば、この条件がですね、中央バスの関係が甘くなかったと言いますけども、仮に町営バスがこの条件で行ってますと、この料金にプラスですね、町がいくらか助成をすると、中央バスも走ることができるような形になるのではなかろうかと思う訳です。例えば、町営バスでも人件費がかかる訳ですよ。運転手の経費、それと燃料。それらを踏まえて、割り返ししますと、中央バスににどの程度助成を出したらもう1便増設が出来るのかなという、これは私見で考えていますけども、そこらへんの関係がもう1回お願いしたいのと、100円、200円、300円が、この料金が適切な料金であるのか、ないのかバスとの関連性における料金としての対応はどうであるのかをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）最初ですね、町から助成ですか、補助等を出してですね、バスをもう1便出してもらう事は出来なかったのかという事なのですが、中央バスの方としましては、先程申し上げたように、バスをもう1台増やさなければならない。それもみなさい。それから、それに係る例えば人件費等もみなさいという事になって、町の負担というのはたった2便を走らせるために相当の金額を要求されるという事で、金額的な事についてはここで明言できませんけども、そういう状況です。ですから、北竜線の現状のバスを雨竜まで乗り入れる事によって、町の財政上圧迫しないような形で運行できるのではないかという判断でございします。

それから、100円、200円、300円の関係ですけども、これは先程説明申し上げましたが、たしかに中央バスが運行する場合、中央バスは現状のJRバスの運賃を踏襲する予定になっております。それからみると、相当安い金額で設定なっております。この関係につきましても、各実際に運行している町村等の確認、それから中央バスが運行するような区間、区間でやりますと、またバスに手を加えなが

ら、例えばワンマンならワンマンで料金を備える。機械設備等をバスに設置しなければならないという事もありますので、こういう金額で設定をさせて頂きました。

それと、中央バスと陸運局の方に、この金額の設定についてはこういうふうにしたという事で、中央バスの方も、陸運局の方も了解を戴いているところです。

○議長（吉田好宏議長）はい。9番。

○9番（横山忠男議員）9番、横山です。この条例の中に、第1条の表中ですか、幌新線の項の次に、次のように加えるというように書いてあるから、幌新線は別だよという意味なのですか。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○住民生活課長（辻 広治課長）幌新線は、従来どおり今までどおりという事です。そのほかに、もう1本この線を走らせるという事です。料金も全く別です。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。休憩いたします。

11時59分 休憩

11時59分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会致します。その他、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第92号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。ここで、休憩を致します。

12時01分 休憩

13時32分 再会

欠席～岩寺監査委員、中山農業委員会長

○議長（吉田好宏議長）再会致します。日程第12、議案第93号 平成14年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第93号、平成14年度沼田町一般会計補正予算について。平成14年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成14年12月19日提出、沼田町長名でございます。別冊の一般会計補正予算第4号1頁をご覧戴きたいと思えます。

《以下、補正予算第4号を朗読、説明》

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番。

○2番（野道夫議員）2番。只今の、課長から説明があったのですが、歳入の関係で、町税で9,992千円の増額で、これについては農業所得が増えたという事で増額になっているという説明だったのですが、この中身ですね、ちょっと今年度の農業については約2億くらいの減収ときいております。私もたんに見てると、農業の～補助金等が町の方から支出されているから、所得が増えてこういう結果になったのかなという感じで見えていたのですが、そういう事はないと思うけども、中身をちょっと説明して下さい。

○議長（吉田好宏議長）財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）おっしゃられるとおり、いわゆる農業所得が伸びたという状況の理解では無い訳でありまして、予算編成当初の見積もりと、確定をした時のいわゆるタイムラグがございまして、その中で想定のつかなかったものがあるという中で、ある程度要因として分析をしております。

この結果として考えられるものは、まず1点目ポン川の補償金。それから中山間地域と直接支払交付金こういったものが、いわゆる予算上でいいます増加の要因として考えられるのではないかというふうに分析をしております。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですね。はい、9番。

○9番（横山忠男議員）9番、横山です。10頁の所の、歳入の方ですが、農業振興基金指定寄附金で、27,269千円という事で書いてあるのを、節の項目を変えたのだという説明だったのですが、これ変える必要があったのかどうか、ちょっと腑に落ちないなという気もするので、その辺のところはどうですか。初め、何か色つきでちゃんと来るのかなと思っていたのだけれども。

○議長（吉田好宏議長）休憩。

14時02分 休憩

14時06分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会します。11番。

○11番（谷口清治議員）パークゴルフ場の使用料減ということで、998千円と出しておりますね。先般のパークゴルフ場の関係について、だいぶん好評だよという事の中で、大分期待していたのですが、これ、本予算の減額する前はいくらであったのか。予定しておった人数が、入らなかったという事の表れだと思うので

す。どうでしょうか、来年度はどういう事になるでしょうか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）只今のパークゴルフ場の使用料の関係でございますが、予算的には当初5月から芝の具合をみて、なるべく早い時期ということで考えておりましたけれども、ご承知のように芝の降雨の関係で、雪解けは早かったのですが、芝の育成がちょっと難点がありましたので、結局6月10日ということでオープンがずれ込みましたので、その辺が当初考えていた予算に対しまして、人数の関係で減少になったという事で、その後色々盛り返してはきましたけれども、最終的に予定の2万人に達しなかったという事で、使用料も減額という事になった次第でございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、11番。

○11番（谷口清治議員）一再一 だいたい理解されましたけれども、後半は随分頑張っていたようだし、他のパークゴルフ場は例えば、後半で終了したよと、沼田は延長して10月いっぱいでしたか？ということで、後半は撒き返したかと思うのだけれども、これ町民の～の或いは中年層の大事な施設ですから、来年から春少しでも早く、芝の状況みて、少しでも早く開放するように努力をお願いしたいと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）1年間の色々な経験を致しましたので、春融雪剤を散布して、雪解けを早めるという事を現在考えておりますし、色々と早期にオープンできるように努力していきたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

○議長（吉田好宏議長）他に、7番。

○7番（橋場 守議員）議会費なのですが、普通旅費の250千円増という中身をちょっと教えて頂きたい。

○議長（吉田好宏議長）はい、局長。

○議会事務局長（金子幸保局長）私からお答え致しますけれども、当初議長の小矢部市の市制40周年記念。これが予定で組んでおりませんでした。それと合わせて、大津市で行われました議長のセミナー、この関係についても当初予算ではみていなかったもので、その分合わせて250千円の増ということで計上させて戴きました。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。他に。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）臨時議会を開いて、職員の給与の改定がありました。その結果が、この補正予算のなかに入っていますので、私は、際限無く景気が下火になっていくという、その歯止めとして沼田町は、全道的にみると非常に職員の給料

が安いし、この辺でそれをくい止めるという意味で下げる方の給与改定は町がやるべきではないという事で反対を致しました。

その結果という訳ではないのですが、こういうふうに公務員の給与が下がって、それをネタにした訳ではないのでしょうけど、経団連が来年の春闘は賃金引下げだと、こういう事が出てくる訳です。こういう慣例をどんどん、悪循環の火元になるという立場から反対した訳でありまして、この補正予算にはそれが盛られているので、この補正予算には反対を致します。

○議長（吉田好宏議長）はい、他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第93号は、原案のとおり決することに、賛成の方挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程13、議案第94号、平成14年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園長（半田昭雄園長）議案第94号 平成14年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成14年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成14年12月19日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第2号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）一般会計と同じような立場から、昨日、中曽根元総理がインタビューを受けて話した中に、景気を回復する為には銀行の立て直しだけでは駄目なのだと、産業を興さなければ駄目だと言っていたのですが、当然の事なのですが産業を興しても購買力がなければ産業は成り立たない訳です。そういう意味からいうと、職員の給料を減らしたという事は、産業そのものを興す事を否定する事になりますので、賃金を下げたという事は間違いであったという事を指摘して、

賛成を致します。

○議長（吉田好宏議長）はい。他にご意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第94号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第14、議案第95号 平成14年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園長（野原耕次園長）議案第95号 平成14年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成14年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成14年12月19日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第2号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第95号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第15、議案第96号 平成14年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（中村幸雄課長）議案第96号 平成14年度沼田町介護保険特別会

計補正予算について。平成14年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成14年12月19日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第2号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第96号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第16、議案第97号 平成14年度沼田町老人保健特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第97号 平成14年度沼田町老人保健特別会計補正予算について。平成14年度沼田町老人保健特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成14年12月19日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第2号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第97号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第17、議案第98号 平成14年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）議案第98号 平成14年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成14年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成14年12月19日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第2号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番。

○10番（山木一男議員）10番。10頁をみてほしいのですが、今年度も個別排水の、かなり工事が進んでいない。形がここに出ているのだけれども、現在、農家の方でまだ設置をされていない戸数がいくら残っているのか、その中で、住宅の改造がお金がかかってちょっと無理だよという農家を除いて、ようするにまだつけてもらえる可能性のある農家がどれくらいあるのか、ちょっと教えて下さい。

○議長（吉田好宏議長）はい、建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）個別排水につきましては、当初第1期といいますか、整備する目標を250基においております。それで、今年度までに約145戸が終わりまして、ようやく待望の56%ですから50%を突破したという事でございます。

農業を取り巻く諸情勢が、厳しいということで、色々のご相談にみえる方はおられるのですが、なかなか実績が上がっていかないという事で、なお引き続き努力をしていきたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。はい。

○10番（山木一男議員）一再一 あの未設定の中で、可能性のある農家というのはどれくらいあります？全員そうなのか。

○議長（吉田好宏議長）建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）ちょっと、資料を今こちらに持って来ていませんので、後ほど〜〜〜させて頂きたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○10番（山木一男議員）ようするに、予算の厳しいおりだから、ただ農家の戸数があるからと、やたらと予算だけつけておいて、本来他の方にも回したいという事が私はあると思うのです。それで、今のような聞き方をさせてもらったと。この事

をよく考えて、ひとつやたら残が残る事ないように概ねこの辺だろうというものを、よく捕まえて予算を組んで戴きたい。こういう事です。

○議長（吉田好宏議長）ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第98号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第18、議案第99号 平成14年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）議案第99号 平成14年度沼田町水道事業会計補正予算について。平成14年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成14年12月19日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第3号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。12番。

○12番（吉田俊一議員）説明を伺った中で、13頁のこれは見積の積算が甘かったのか、それとも、どのような関係でこのような形になったのか、2千万位の工事に約4分の1、500万くらいの不用額が出ています。不用額と申しましょうか、委託料と工事の請負費の関係で、約500万位です。ここらへん、どうしてこのような工事請負費が12月にあるのか、なんとなくここらへんがどうも、しっかりと私いきませんが、この説明と、同じく14頁に配水設備改良費も1,300万に約2分の1の減額がなされている。ここらへんが、積算がどうして、業者とのすり合わせが旨くいかなかったのか、このような事じゃ先程、ある議員が聞いた、固い見積ではなかろうかとなりますけれども、そこらへんの関係についてお分かりでしたら教えて頂きたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長）はい、建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）ご質問の、13頁の受託工事費の関係でございますが、当初3件の工事を予定しておりました。東予及び更新につきましては、町道関

係でございます。もう1本は、道々関係でございます。いずれも、設計がこの時点では住んでいないという事で、多少概算的な要素がありまして、実施設計で調査して工法を検討したり、あるいは色々な工夫をしまして工事の低減に努めたという事でございます。

それから14頁の、配水設備の改良費の方でございますけれども、この点につきましては、緑町地区配水管改修工事費。これにつきましては、当初、工事を予定しておりましたが、発注前に地先関係者と打合せをもった際に、ルートに予定しておりました、地先の同意がこのままでは得られないという事になりましたので、工事も秋口にかかりましたので、地先の要望を入れまして、他のルートに回すという事も時期的に不可能だったものですから、この分につきましては、当面廃工という事で、5,460万円を減額させて頂きました。残りの2本につきましては、先ほどと同じく調査して実施設計をし、工夫し入札にかけて執行残ということでございます。

先ほど1番目につきましては、説明が不十分でありました点、お詫び申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。12番。

○12番（吉田俊一議員）一再一 なかなか苦しい御答弁でございますけれども、色々地先の方と十分に、ここら辺は調査した上でもって、もつとも工事費に致しましても色々な購入費に致しましても、やはり1割くらいの不用額が出ること、これはやむを得ないだろうと思っておりますけれども、あまりにも多い事については、いかななものかと思っております。今後とも色々ありましようけれども、十分に検討されて予算の編成にあたって頂きたいなと思っております。で、御答弁はいりません。以上です。

○議長（吉田好宏議長）他に、ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第99号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。ここで、暫時休憩をいたします。

14時53分 休憩

15時33分 再会

(議事日程の追加について)

○議長（吉田好宏議長）再会致します。ここで、議事日程の追加についてお諮り致します。ただ今、労働者の雇用、失業、中小企業対策の強化、地域経済の振興を国に要請する「意見書」採択の請願について外8件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第19、請願第5号、労働者の雇用、失業、中小企業対策の強化、地域経済の振興を国に要請する「意見書」採択の請願について。日程第20、請願第6号 社会保障制度緊急改善要求に向けた国の財政措置を求める請願について。日程第21、請願第7号 消費税の大増税に反対し、消費税を3%に引下げる措置を求める請願について。日程第22、請願第8号 有事関連法案に反対する「意見書」採択の請願について。日程第23、請願第9号 年金制度の改善について国への意見書提出を求める請願について。日程第24、請願第10号 矯正収容施設整備費等関連経費予算計上に関する請願について。日程第25、請願第11号 消費税見直しに関する請願について。日程第26、請願第12号 町議会議員議員定数の見直しに関する請願について。日程第27、請願第13号 「失業対策の拡充と通年雇用安定給付金制度の存続・改善等を求める要望意見書」の提出に関する請願について。以上、日程に追加することに決しました。

(請願の審議)

○議長（吉田好宏議長）日程第19、請願第5号、労働者の雇用、失業、中小企業対策の強化、地域経済の振興を国に要請する「意見書」採択の請願についてを議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第5号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。請願第5号は、採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本請願は、採択すべきものと決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第20、請願第6号 社会保障制度緊急改善要求に向けた国の財政措置を求める請願についてを議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第6号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。請願第6号は、採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本請願は、採択すべきものと決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第21、請願第7号 消費税の増税に反対し、消費税を3%に引下げる措置を求める請願についてを議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第7号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。請願第7号は、請願のとおり採択することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手少数）

○議長（吉田好宏議長）挙手少数であります。よって、本請願は、不採択と決しま

した。

○議長（吉田好宏議長）日程第22、請願第8号 有事関連法案に反対する「意見書」採択の請願についてを議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略致したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第8号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思ひます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。請願第8号は、請願のとおり採択することに賛成の方は挙手を願ひます。

（挙手少数）

○議長（吉田好宏議長）挙手少数であります。よって、本請願は、不採択と決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第23、請願第9号 年金制度の改善について国への意見書提出を求め請願についてを議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略致したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第9号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思ひます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。請願第9号は、採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本請願は、採択すべきものと決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第24、請願第10号 矯正収容施設整備費等関連経費予算計上に関する請願についてを議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第10号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。請願第10号は、採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本請願は、採択すべきものと決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第25、請願第11号 消費税見直しに関する請願についてを議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第11号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。請願第11号は、採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本請願は、採択すべきものと決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第26、請願第12号 町議会議員議員定数の見直し

に関する請願についてを議題と致します。本請願について、紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思ひます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よつて、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。請願第12号は、会議規則第92条第1項の規定により議長を除く全議員による、議員定数審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。したがつて、この請願は、議長を除く全員で構成する議員定数審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をしました。

○議長(吉田好宏議長) 日程第27、請願第13号「失業対策の拡充と通年雇用安定給付金制度の存続・改善等を求める要望意見書」の提出に関する請願についてを議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略致したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よつて、請願第13号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思ひます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よつて、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。請願第13号は、採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よつて、本請願は、採択すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。

15時46分 休憩

16時29分 再会

(議事日程の追加について)

○議長(吉田好宏議長) 再会致します。議事日程の追加についてお諮り致します。

ただ今、労働者の雇用、失業、中小企業対策の強化、地域経済の振興を求める意見書（案）外 8 件について、追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第 28、意見案第 13 号、労働者の雇用、失業、中小企業対策の強化、地域経済の振興を求める意見書（案）について。日程第 29、意見案第 14 号 社会保障制度緊急改善要求に向けた国の財政措置を求める意見書（案）について。日程第 30、意見案第 15 号 年金制度の改善を求める意見書（案）について。日程第 31、意見案第 16 号 矯正収容施設整備費等関連経費予算計上に関する要望意見書（案）について。日程第 32、意見案第 17 号 消費税見直しに関する要望意見書（案）について。日程第 33、意見案第 18 号 失業対策の拡充と通年雇用安定給付金制度の存続・改善等を求める要望意見書（案）について。日程第 34、意見案第 19 号 国有林野事業改革に関する要望意見書（案）について。日程第 35、意見書案第 20 号 季節労働者の雇用と生活安定を求める意見書（案）について。日程第 36、意見案第 21 号 町村自治の確立に関する意見書（案）について。以上、日程に追加することに決しました。

（意見案の審議）

○議長（吉田好宏議長）日程第 28、意見案第 13 号 労働者の雇用、失業、中小企業対策の強化、地域経済の振興を求める意見書（案）についてから、日程第 36、意見案第 21 号 町村自治の確立に関する意見書（案）についてまでを一括して議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、意見案第 13 号から意見案第 21 号は一括して議題とすることに決しました。

議長より、お諮り致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。本案は、原案のとおり、関係機関に提出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり関係機関に提出する事に決しました。

(散会宣言)

○議長（吉田好宏議長）お諮り致します。本日の会議は、これで散会致したいと思
います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本日は、これで散会する
ことに決しました。

本日は、これにて散会します。ご苦勞様でした。

16時29分 散会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員